

項目	内容	記号	性能
照明	設計照度 (単位はルクス[lx])	A	750
		B	500
		C	300
		D	200
		E	150
		F	100
		G	75
		適宜	室の用途・作業性を考慮した照度とする。
	器具種別 (LED器具)	A	天井埋込型カバー付を主体
		B	天井埋込型ルーバ付(遮光角15°~30°)
		C	天井埋込型下面開放
		D	指定なし 事業者提案とする。意匠性に配慮し、広く汎用している製品とする。
		E	天井埋込型ダウンライト
		F	露出型等 使用環境に即した照明器具。
		G	事業者提案とする。特に意匠性に配慮した製品とする。
	器具を発電回路とする割合	A	全灯数を発電回路とする。
B		全灯数の1/2~2/3を発電回路とする。	
C		全灯数の1/4~1/3を発電回路とする。	
—		不要	
個別調光	○	当該室での壁付調光スイッチによる調光制御	
	◎	舞台照明設備との連携による調光制御	
	—	不要	
コンセント等	壁付コンセント	A	1室に6個以上のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		B	1室に3個以上のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		C	1室に1個以上及び出入口扉近傍に1個のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		D	25~30㎡に1個以上のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		E	20㎡に1個以上のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		F	出入口扉近傍に1個以上のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		G	上記Aに準じ、化粧台1席につき1個以上のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		H	上手袖及び下手袖に各8個以上の一般用途のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
		I	1室に4個以上の一般用途のコンセント(2口以上)を設ける。(※1)
	各室には、上記A~Iの個数とは別に、テレビ受像機、FAX、家具収納、備品、並びに舞台設備機器等の用途に使用するコンセントを設置する。		
	OAコンセント	事A	4㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		事B	8㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		事C	15㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		事D	30㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		上A	15㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		上B	25㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		会A	20㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		会B	100㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		A	5㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		B	20㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		C	30㎡に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		D	1室に1個以上のOAタップ(4口以上)を設ける。(※1)
		—	不要
	OAを含む器具を発電回路とする割合	A	全数を発電回路とする。
		B	全数の35%以上を発電回路とする。
		C	全数の20%以上を発電回路とする。
		D	1個以上を発電回路とする。
		—	不要
	専用分電盤	○	当該室の照明・コンセント等の専用分電盤を設ける。(舞台設備用の専用分電盤は除く)
		—	不要

注1 電話モジュージャック(MJ)は(電話回線)、(FAX回線)または(IP電話中継器及びUTPケーブル)をいう。

注2 二重床となる居室の床コンセントは、OAタップ(電源表示ランプ・抜け止・接地極付4口・OAフロア内接続器具付)等とし、室内のレイアウト変更時にも容易に追従できるものとする。

(※1)印のついた項目は、部屋の大きさ、形状、使い勝手を考慮し適切な個数とする。小数点以下の存在する場合は上位の自然数以上の個数とする。なお、1室とは原則として、軽量間仕切、ガラス、区画とする後置家具・ブース・ローパーティションなどで区切られる区画の最小単位とする。

項目	内容	記号	性能	
構内交換	電話機	A	1室に1台以上の多機能電話機を設置する。(※1)	
		B	1室に2台以上の一般電話機を設置する。(※1)	
		C	1室に1台の一般電話機を設置する。(※1)	
		-	不要	
	電話(MJ)	A	8㎡に1台以上の電話用モジュージャックを設ける。(※1)	
		B	1室に2台以上の電話用モジュージャックを設ける。(※1)	
		C	1室に1台の電話用モジュージャックを設ける。(※1)	
		D	1室に電話用空配管を設ける。(※1)	
		公衆	公衆電話が5台以上設置できるよう位置ボックスと最短の空配管又はケーブルルートを、位置ボックス又はOAフロア端部からMDFまでの経路上に確保する。	
	-	不要		
FAX(MJ)	数字	1室に指定数量以上のFAX機器が設置できるよう、電話用モジュージャックを設ける。(※1)。(機器は別途工事)		
	-	不要		
構内情報通信	振興会用有線LAN(機器別途)	A	8㎡に1個以上の情報用モジュージャックを設ける。	
		B	1室に2個以上のモジュージャックを設ける。	
		C	1室に1個以上のモジュージャックを設ける。	
		D	1室に有線LAN用空配管を設ける。(※1)	
		-	不要	
	振興会用無線LAN(機器別途)	A	天井面又は壁面上部に3個以上のモジュージャックを設ける。	
		B	天井面又は壁面上部に2個以上のモジュージャックを設ける。	
		C	天井面又は壁面上部に1個以上のモジュージャックを設ける。	
	-	不要		
	公衆無線LAN	○	公衆無線LANアクセスポイントを設置可能なモジュージャックを設ける。(設置台数は、当該室をカバー可能な台数とする。)	
-	不要			
入退室管理	施設管理用システム	認証部の形式(※3)		
		0	(ICカードリーダー)+(生体認証装置)	認証部が対応するICカードの種類 ICカード対応
		1	(ICカードリーダー)	ICカード対応
		2	(ICカードリーダー (フラッパーゲート形式))	ICカード対応
		-	不要	-
時刻表示	設置台数	A	100㎡に1個以上の表示状態が確認できる機器を設置する。(※1)	
		B	1室に1個以上の表示状態が確認できる機器を設置する。(※1)	
		C	子時計が容易に設置できること。	
		-	不要	
	器具種別	A	室の用途と意匠性に配慮した器具とする。	
		C	意匠性・視認性に配慮したデジタル表示器具とする。	
拡声	音量調節器	○	壁等にて一般放送の音量調節(「切」を含む4段階以上)機能を設ける。	
		-	不要	
テレビ共聴	分岐分配端子	A	100㎡に1個以上のテレビ端子(F型端子×2)を設置する。(※1)	
		B	1室に1個以上のテレビ端子(F型端子×2)を設置する。(※1)	
		数字	1室に指定数量以上のテレビ端子(F型端子×2)を設置する。(※1)	
		-	不要	
	テレビ受像機	A	100㎡に1台以上のテレビ受像機を設置する。(※1)	
		B	1室に1台以上のテレビ受像機を設置する。(※1)	
数字	1室に指定数量以上のテレビ受像機を設置する。(※1)			
-	不要			
監視カメラ設備		○	監視カメラ設備用電源、配管配線を設置する。	
-	不要			
映像音響・個別放送		○	【添付資料4-7】「各室の性能特記事項」の記載による。	
-	不要			

注1 電話モジュージャック(MJ)は(電話回線)、(FAX回線)または(IP電話中継器及びUTPケーブル)をいう。
注2 二重床となる居室の床コンセントは、OAタップ(電源表示ランプ・抜け止・接地極付4口・OAフロア内接続器具付)等とし、室内のレイアウト変更時にも容易に追従できるものとする。

(※1)印のついた項目は、部屋の大きさ、形状、使い勝手を考慮し適切な個数とする。小数点以下の存在する場合は上位の自然数以上の個数とする。なお、1室とは原則として、軽量間仕切、ガラス、区画とする後置家具・ブース・ローパーティションなどで区切られる区画の最小単位とする。